都　道　府　県　別　表　目　次

１．第１表　納税義務者数に関する調 1

２．第２表　総　　括　　表

　（ア）　地　　積 2

　（イ）　決定価格 11

　（ウ）　課税標準額 20

　（エ）　筆　　数 29

　（オ）　単位当たり平均価格 38

３．第３表　納税義務者区分による土地に関する調

　　　　　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 41

　（イ）　地　　積 47

　（ウ）　決定価格 53

　（エ）　課税標準額 59

　（オ）　筆　　数 65

　（カ）　単位当たり平均価格 71

４．第４表　宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 77

　（イ）　地　　積 83

　（ウ）　決定価格 89

　（エ）　課税標準額 95

　（オ）　筆　　数 101

　（カ）　単位当たり平均価格 107

５．第５表～第10表　宅地等の負担調整に関する調

　　　　　　　　　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 113

　（イ）　地　　積 151

　（ウ）　決定価格 189

　（エ）　課税標準額 227

　（オ）　筆　　数 265

６．第11表～第12表　農地の負担調整に関する調

　　　　　　　　　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 303

　（イ）　地　　積 315

　（ウ）　決定価格 327

　（エ）　課税標準額 339

　（オ）　筆　　数 351

７．第13表～第16表　特定市街化区域農地の負担調整に関する調

　　　　　　　　　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 363

　（イ）　地　　積 399

　（ウ）　決定価格 435

　（エ）　課税標準額 471

　（オ）　筆　　数 507

８．第17表　課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

　（ア）　地方税法第349条の３第10項 543

　（イ）　　〃　第349条の３第12項 544

　（ウ）　　〃　第349条の３第20項 545

　（エ）　　〃　第349条の３第23項（1/3特例適用分） 546

　（オ）　　〃　第349条の３第23項（1/6特例適用分） 547

　（カ）　　〃　第349条の３第24項 548

　（キ）　　〃　第349条の３第28項 549

　（ク）　　〃　第349条の３第33項 550

　（ケ）　　〃　附則第15条第13項 551

　（コ）　地方税附則第15条第19項 552

　（サ）　　〃　法附則第15条第22項（1/2特例適用分） 553

　（シ）　　〃　附則第15条第22項（3/5特例適用分） 554

　（ス）　　〃　附則第15条第23項 555

　（セ）　　〃　附則第15条第26項 556

　（ソ）　　〃　附則第15条の２第２項 557

　（タ）　　〃　附則第15条の３第１項（3/5特例適用分） 558

　（チ）　　〃　附則第15条の３第１項（3/10特例適用分） 559

　（ツ）　平成10年改正法附則第６条第９項による

　　　　　　　旧法附則第15条第19項 560

　（テ）　平成11年改正法附則第８条第８項による

　　　　　　　旧法第349条の３第27項 561

　（ト）　平成18年改正法附則第13条第９項による

　　　　　　　旧法第349条の３第31項 562

　（ナ）　平成26年改正法附則第12条第８項による

　　　　　　　旧法附則第15条第27項 563

　（ニ）　合計 564

　（ヌ）　地方税法附則第15条の８第２項 565

　（ネ）　　〃　附則第29条の５第７項 566

　（ノ）　　〃　附則第29条の５第８項 567

　（ハ）　　〃　附則第29条の５第16項 568

　（ヒ）　　〃　附則第29条の５第17項 569

　（フ）　　〃　附則第55条第４項 570

　（ヘ）　　〃　附則第55条第６項 571

　（ホ）　　〃　附則第55条第８項 572

　（マ）　　〃　附則第56条第１項 573

　（ミ）　　〃　附則第56条第10項 574

　（ム）　　〃　附則第56条第13項 575

　（メ）　平成24年改正法附則第８条第12項

　　　　　　　（旧法附則第56条第13項） 576

　（モ）　平成27年改正法附則第17条第11項

　　　　　　　（旧法附則第15条の８第２項） 577

９．第18表　介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

　（ア）　介在田 578

　（イ）　介在畑 580

　（ウ）　宅地介在山林 582

　（エ）　農地等介在山林 584

　（オ）　市街化区域農地

　　　　田 586

　　　　畑 594

　　　　計 602

10．第19表　負担調整措置等による軽減額に関する調

　（ア）　一般田 610

　（イ）　一般畑 611

　（ウ）　宅　　地（宅地Ａ・Ｂを除く） 612

　（エ）　一般山林 613

　（オ）　（ア）～（エ）の計 614

　（カ）　宅地Ａ（農業用施設用地・農地＋造成費） 615

　（キ）　宅地Ｂ（生産緑地地区内の宅地・農地等＋造成費） 616

　（ク）　一般市街化区域農地 617

　（ケ）　（ア）～（エ）、（カ）～（ク）以外の地目の計 618

　（コ）　（カ）～（ケ）の計 619

　（サ）　合　　計 620

11．第20表　平成28年度新たに法定免税点以上になる見込みの土地  
に関する調 621